

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）
総括研究報告書

生活支援による就労の定着の在り方にかかる研究

研究代表者 朝日雅也
(埼玉県立大学保健医療福祉学部 教授)

研究要旨

本研究は、生活面に課題を抱えながらも就労している障害者の就労定着を支えるために、地域の自立支援協議会に参画する支援者を想定した「支援者向けマニュアル」や「サービス管理責任者・相談支援 従事者向け研修プログラム」を開発し、研修を通じた全国的な就労生活支援の促進を図ることを目的とする。

初年度にあたる平成 27 年度は、研究代表者の総括のもと、研究分担者 2 名のイニシアチブにより、サブ研究チームを構成し、主に障害者の就業生活及び、その支援のあり方の捉えなおしと、相談支援事業所等の実践における就労生活支援の実情の把握を中核として研究を実施した。平成 28 年度には、それぞれのサブ研究チームにおいて、質問紙調査とヒアリング調査を実施し、それらで得られた知見を基に、就労支援関係者を対象とした研修を試行的に実施し、特に就労生活支援の概念の共有化を図ることとした。

1. 研究目的

本研究は、生活面に課題を抱えながらも就労している障害者の就労定着を支えるために、地域の自立支援協議会に参画する支援者を想定した「支援者向けマニュアル」や「サービス管理責任者・相談支援 従事者向け研修プログラム」を開発し、研修を通じた全国的な就労生活支援の促進を図ることを目的とする。

(末尾の図「本研究の概要」参照)

2. 研究方法

本研究は、主に実態調査、実態調査を基礎とした就労生活支援の効果検証と事例集の作成、それらに基づく研修用の教材作成とその教材を活用した研修の実践並びにそ

の後の効果の検証により、研究目標を達成することとしている。

具体的には、訪問看護、自立訓練（生活・宿泊）、地域定着支援、居宅介護等の事業所とネットワークを組み就労している障害者の生活支援を実施している実態を調査する。その上で、実態調査結果を基に研究チームで就労生活支援の効果を検証する。さらに、検証結果を基に就労生活支援を促進するための研修用教材や事例集を作成する。その作成した教材を国が所管する研修（サービス管理責任者研修等）において活用し、研修後の就労生活支援体制の構築状況と、支援効果を研究チームにおいて検証することを研究方法としている。

(倫理面への配慮)

本研究は、主に支援体制の研究や、教材開発並びに研修実施等の実証研究であり、障害者等の対象者に侵襲を及ぼすものではないが、ヒアリング調査等の人を対象とした調査の実施にあたっては、研究者が所属する機関等における研究倫理研修並びに研究倫理審査等を受けるものとする。

具体的には、厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づき、倫理的配慮の徹底を図った。

また、研究協力者については本研究の目的及び研究の進め方について具体的に説明し、倫理面への配慮事項についての徹底を図る。事例収集等で得られた情報については、個人情報としての特定がなされないような方法で情報収集を行い、得られた情報に関しても本研究終了後に総括研究者が一体的に管理し、必要な保存期間の後には破棄するものとしている。

3. 研究結果及び考察

平成 27 年度は、研究代表者の総括のもと、研究分担者 2 名のイニシアチブにより、サブ研究チームを構成し、主に障害者の就業生活の捉えなおしと、相談支援事業所等の実践における就労生活支援の実情の把握を中核として研究を実施した。

具体的には、障害者が「働くこと」の本質の整理、就業継続のための支援のあり方の検討、障害者の離職後、あるいは無職の状態における地域での生活状況の実情把握を実施した。障害者就業・生活支援センターの役割、離職や離職後の地域生活の課題や地域ネットワークのあり方について、関係者から構成される研究チームを構成し、既存資料の再分析や、次年度に引き続き実

施する質問紙調査のための項目の検討を行った。分担研究者が事務局長を務める「全国就業支援ネットワーク」の加盟メンバーに対し、日頃の障害者への就業生活支援実践をベースに、障害者の職業生活における実情や課題について、①「働くこと」、②「働き続けること」、③「暮らすこと」という 3 側面から、支援者への聞き取りやアンケート調査を実施して、障害者の安定的な就業生活の確立に向けた展望やあるべき姿を探った。

平成 28 年度には、これらの成果に基づき、障害者の就業生活支援を行っている団体や機関に対して「働くこと・働き続けること・暮らすこと」について聞き取りやアンケート調査を行った。その結果に基づき、①働いている障害者に対する支援者の立場、②支援の実際から（場訪問や生活支援）、③就労を継続する上での困難事例やその解決に向けて、④関係機関との連携、についてアプローチした結果をまとめた

具体的には、相談支援事業による就労生活支援の取組及び支援スキルの向上に関する検討を目的に、相談支援事業所等の担当者に対するヒアリングにより、就労生活支援の実例や他機関との連携状況、課題等の把握を行った。

その結果、障害者が就労先に定着するための継続的な生活支援の実態を明らかにするとともに、生活支援を行う機関へのヒアリング調査からは、相談支援体制との有機的連携、利用者主体による就業環境の改善、就業定着支援（事業）の確立を課題として挙げる事ができた。

平成 27 年度には、全国各地で就労の定着支援に先駆的に取り組んでいる相談支援事

業所、就労移行支援事業所、就業・生活支援センター各2カ所、計6事業所に対していただき、2015年8月に厚生労働省が実施した「一般就労している障害者に対する定着支援・生活支援の実施状況に関する調査」の結果を踏まえて、インタビュー調査を実施した。

また、研究代表者は、平成27年度には、それぞれの調査・検討結果から、次年度以降の研究においても中核をなす「就労生活支援」の概念構成について検討し、整理を行ったが、平成28年度については、さらにその概念について、周知・拡充を図るための整理を行い、試行的研修におけるキー概念の構築を図った。

研究分担者による研究結果は、別に示すとおりであるが、研究代表者は、「就労継続」を支援するためのネットワーク型の支援について、主に所属研究機関が立地する地域において、「就労生活支援」の実践に繋がる情報の収集と、その分析を行った。なお、これらは、今後のヒアリング調査等の枠組みを検討する上での基礎をなすものであることから、訪問先の対象者等から聞き取った内容をデータとするものではなく、あくまでも機関の概要や、地域内におけるネットワーク支援の概況を把握するものである。

ワンストップ型の就労支援を独自に進めるNPO法人について、同法人が平成27年度に設置したセンターを訪問し、障害者就業・生活支援センター、市町村就労支援センター、就労移行支援事業所、障害者相談支援事業所による地域ネットワークの現状について、全体を俯瞰できる立場から情報収集を行った。

さらに、同地域の特徴である県単事業の障害者の職場定着促進センターにおける支援の概要を、同センターの事業管理者から情報収集した。

ところで、「就労生活支援」とは、単に就労を継続していくための生活面での支援に留まらず、就労を切り口とした、生活面全体を視野に入れた包括的な概念であり、就労支援を専門に担う機関・担当者による「生活」への視点の広がりや、生活支援の担い手による「就労」への関心が相まって構成される概念であると整理される。それゆえ、地域では、ネットワーク型の支援に対する目的の共有化と、それを具体的に進める技法としての明確化が課題であることが示唆された。

また、障害者が働くことの本質の探究については、ヒアリング調査の対象者として、東日本大震災の被災地における支援者を選定することで、極限状態の中での障害者が働くことの本質を検証するとともに、その際の就労支援の意義を改めて浮き彫りにすることができた。就労継続のための支援の枠組みの検討においては、先進地域における機関間連携の実際を基に、就労から定着、退職から再就職あるいは福祉的就労への移行を含む長期就労生活支援の必要性とそれを支える地域システムの構築に向けた要因（地域における就労支援マネジメント（仮称）の機能）を見出すことができ、次年度研究への手がかりを得ることができた。離職後あるいは無職の状況下における地域生活支援の課題については、生活困窮者への就労支援の仕組みとの連動等の視点の必要性が示唆され、関連施設間の連携と、役割

分担についての今後の検討への手がかりを得ることができた。

相談支援事業所等の担当者に対するヒアリングについては、先駆的な取組を行う相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所（就労継続支援B型事業所、自立訓練事業所の併設を含む）を選定したため、その分析結果は、「就労生活支援」の概念枠組みにおける就労生活支援の実例や他機関との連携状況、課題等の把握へとつながることが期待される。

4. 研究の成果

1) 達成度について

平成27年度は、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関と連携して、就労する障害者の生活支援の実態を把握するとともに、①協議会等も適宜協力しながら就労している障害者に対して包括的に生活支援を行っている事例、②地域（協議会等）や就労支援機関等において、就労する障害者の生活場面における支援実践例、③医療機関と就労支援機関や協議会との連携実践例を収集することを目的とした。

「就労生活支援」という新規の概念構成に基づく研究テーマへのアプローチについての各研究担当者の役割分担等の決定に時間は要したが、地域において就労している障害者の生活支援のあり方や、実践例の中で得られた支援成功の要因を把握する上で手掛かりは十分得ることができ、次年度の本格的調査や教材開発に向けた基礎資料を得ることができた。

平成28年度は、就業支援からのアプローチとして、障害がある人の就業生活支援を行っている団体や機関に対して「働くこ

と・働き続けること・暮らすこと」について聞き取りやアンケート調査を行った。具体的には、①働いている障害者に対する支援者の立場、②支援の実際から（場訪問や生活支援）、③就労を継続する上での困難事例やその解決に向けて、④関係機関との連携、についてアプローチした結果をまとめたものである。

具体的には、全国の障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所を対象に、「障害者の就業生活支援の実態把握に関する調査」（質問紙）を実施（2016年10月～11月）（415カ所対象、125カ所回答：回答率30.12%）した。

そのうち、生活領域の要因で離職に至った困難事例を373収集するとともに、生活支援の内容、職員の人材育成、関係機関との連携状況等についても実態を把握することができた。

相談支援からのアプローチとしては、相談支援事業所による就労生活支援の実態や事例を分析し、相談支援専門員が就労生活支援を行う場合の就労支援事業所との関係について、ヒアリング調査を実施し、その実情を把握することができた。「相談支援事業所による就労生活支援の課題」については以下のとおりまとめられた。

①相談支援体制と就労の定着を図ること

就労支援を行っている事業所は、相談支援＝計画相談というイメージを抱いている（実際に委託を受けた就労支援事業所が就労定着に関与していることが多い）ため、サービスの調整以外の役割を相談支援に期待していないことが窺えた。しかし、市町村を窓口とした相談支援体制の意義が理解

されると、その一環としての就労支援という位置づけが明確となり、協力体制が引きやすい。今後、計画相談支援事業所も含めた役割分担を自立支援協議会の元で構築していくことが、安定した就労定着支援のために不可欠の課題であることが示唆された。

②就労定着支援とは、利用者の就労環境改善の支援をすること

就労定着支援が企業の実環境調整以上に、生活支援に重きをおいて行われていたことから、生活支援の主体である利用者本人のパワーアップが重要であることは明白であって、ライフプランを利用者に寄り添いながら検討している相談支援専門員のエンパワメント支援がベースとなるべきである。就労支援事業所のサービス管理責任者など就労関係者や企業の担当者にもその意識が不可欠であり、その共有を心がけている事業所が成功例を生み出している。どのように、この認識を共有していくのが相談支援の課題である。

③ 就労定着支援の確立とレベルアップのための工夫をすること

現事業所間の役割分担が相応に進めばある程度の定着支援は可能であることはわかったが、その中でも就労移行支援事業所が何年間も就職者のフォローを続けていたり、就業・生活支援センターの生活支援が手一杯で多くを外部との連携で対応している点は見逃せない。今後、就労定着を発展、拡大していくためには、平成28年3月に国会に提出された障害者総合支援法改正法案の条文にもあるが、就労定着支援を新たな給付事業として確立し、計画相談支援と連携させることで、ライフプランとの親和性の高い生活支援を可能としてはどうだろうか。

同時に、多角的アセスメントやストレス対処、生活リズム、金銭管理といったノウハウを共有していくことやレベルアップのための研修などを検討していく必要があると考えられる。

総括分野からのアプローチでは、研修教材(案)を用いた就労生活支援に係る研修を実施した(2017年1月)。

具体的には、上記のヒアリング結果を中心に検討・作成した研修教材(「就労定着支援の概念整理と制度上の課題—相談支援の観点から」、「一般就労している障害のある人への定着支援(生活支援を中心に)」)を活用し、就労支援団体(全国就業支援ネットワーク)主催の研修において、研修教材(案)を基に就労生活支援に係る研修を実施した。

2) 研究成果の学術的意義について

本研究は地域で障害者に対する包括的な支援体制を構築するために、協議会等の地域ネットワークを活用するとともに、支援者に研修を実施して理解を促進させた上で効果を検証する実証的研究である。また、地域で就労する障害者の定着支援体制の構築にむけた基礎となる研究である。

3) 研究成果の意義について

本研究の成果は、第4期障害福祉計画に基づき各自自治体が取り組む数値目標である「平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすること」を実行するための具体的な参考となることを見込まれるとともに、障害者総合支援法の附帯決議における「就労の定着支援のあり方」の検討に当たっての具体策及び重要な資料となることが想定される。

4) その他特記すべき事項について

本研究の最終的な成果として、障害者相談支援従事者研修等において「就労生活支援」に関する内容に基づく研修を実現することは、生活支援と就労支援との連続性の確保はもとより、より円滑な就労移行や、退職後の安定した地域生活の実現に資することが期待され、障害者福祉を取り巻く今日的政策課題にも応えるものと考えられる。

5. 結論

就労生活支援を支える基盤として、地域の協議会及び協議会に参画する支援者への支援マニュアルや研修プログラムを開発するために、従来はなかった「就労生活支援」の概念に基づき、多様な地域における実践事例の収集・整理・分析を通じた、枠組みを構成するための基礎資料を得ることができ、次年度以降の調査と障害者相談支援事業者における「就労生活支援」に関する研修教材開発に向けた準備を進めることができた。

6. 研究発表

平成 27 年度、平成 28 年度は、3 年計画の途中段階であたるため、口頭発表、原著論文による発表については、いずれも未実施である。

7. 知的所有権の出願・取得状況（予定を含む。）

現時点では、特に予定はない。

図 本研究の概要

厚生労働省科学研究費研究「生活支援による就労の定着の在り方にかかる研究(全体像)」			
2015(H.27)年度～2017(H.29)年度			
研究代表者：朝日 麗也(埼玉県立大学保健医療福祉学専攻社会福祉学と福祉学(看護))			
研究の必要性	障害者総合支援法改正において、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設(就労定着支援)(30年4月施行予定)		
内容	生活面に課題を抱えながらも就労している障害者の包括的な支援を支える基盤として、地域の自立支援協議会に参画する支援者を想定した「支援者向けマニュアル」や「サービス管理責任者・相談支援 定着者向け研修プログラム」を開発し、研修を通じた全国的な就労生活支援の促進を図る。		
成果物	就労生活支援の事例集を作成、研修プログラムの検討(28年度) 研修プログラムを開発、事例集をモデル的に活用し、効果検証を予定(29年度)		
	朝日 麗也(研究代表:総括)	関 宏之(研究分担:結果)	島村 聡(研究分担:福祉)
テーマ	「就労継続」を支援するためのネットワーク型の支援について	障害者の就業生活支援の支援体制について	調理支援事業による就労生活支援の取組及び支援スキルの向上について
27年度 実施経緯	(27年度) ・地域(協議会等)や就労支援機関等において、就労する障害者の生活場面における支援事例を収集し、ネットワーク型支援を分析(ネットワーク型支援について検討) (28年度) ・支援ノウハウの共有化のための事例集作成、研修プログラムの検討	(27年度) ・就労支援、継続や生活支援の実態について実態を調査するとともに、各機関の担当者が調査内容について検討 ・28年度に行うアンケート調査項目や調査項目を整理、分析結果を明確化 (28年度) ・支援現場に対する実態調査及び結果分析を実施し、事例集作成及び研修プログラムの検討に反映	(27年度) ・実態的取組を実施している8事業所にヒアリング調査を実施し、相談支援事業所による就労生活支援の実態や事例、課題を把握・分析 ・相談支援専門員が就労生活支援を行う場合に必要とする知能やノウハウを整理 (28年度) ・支援ノウハウ共有化のためのヒアリング調査と事例集作成、研修プログラムの検討
	(29年度) 支援者向けマニュアルの開発・研修プログラム実施による効果の検証		